

指導資料



鹿児島県総合教育センター

保健体育 第31号

- 小学校対象 -

平成16年10月発行

保健学習における養護教諭と連携した授業の在り方 - T T による授業を通して -

保健学習には、児童自身が、成長に伴って生じてくる自分の体や心の変化、不安や悩みなどに、よりよく対応していくことができる力を育成する学習指導が強く求められている。

また、児童を取り巻く環境の急激な変化に伴うライフスタイル等の健康に関する現代的課題や心の健康への対応の在り方など、多岐にわたるこれらの問題について専門的な知識や技能に裏付けられた指導を行うことも必要である。

これらのことから、保健学習においては専門的な知識や技能を有し、全校的な課題を把握している養護教諭と連携した指導が効果的であると考え。そこで、本稿では養護教諭と連携した具体的な保健の学習指導の在り方について述べる。

1 養護教諭と連携した授業の基本的な考え方

(1) 連携が求められる背景

これまでの養護教諭の保健の学習指導へのかかわりは、教材、資料の提供や専門的立場を生かしたゲストティーチャーとしての指導であり、単独での授業はあ

くまでも臨時的な場合に限られ、まとまった単元の授業を行うことはできなかった。

これらのことを改善し、養護教諭と連携した指導の必要性を重視する動きは、保健体育審議会答申や教育課程審議会答申からもうかがうことができ、平成10年7月には、教育職員免許法が改正され、兼職発令を受けることにより、単独でまとまった単元の授業を担当することが可能となった。

教科「体育・保健体育」における健康教育を一層推進するため、「保健体育」や「保健」の免許を有する養護教諭について、教諭に兼務発令の上、保健学習の一部を担当させるなど、養護教諭等の健康教育への一層の参画を図るべきである。
(平成9年9月保健体育審議会答申)

健康や栄養等にかかわる指導における養護教諭や学校栄養職員などの専門性を有する教職員の参加・協力などを推進していく必要がある。
(平成10年7月教育課程審議会答申)

養護教諭の免許状を有する者(養護教諭として3年以上勤務したことがある者に限る。)で養護教諭として勤務している者は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、勤務する学校(幼稚園を除く。)において、保健の教科の領域に係る事項(小学校又は盲学校、聾学校、若しくは養護学校の小学部にあっては、体育の…)の教授を担当する教諭又は講師となることができる。
(平成10年7月教育職員免許法改正)

すなわち、各学校では今後、養護教諭の協力を得ながら、養護教諭単独の授業

も考慮した年間指導計画を作成し、意図的、計画的に健康教育の充実を図っていくことが重要となってきた。

(2) 養護教諭の専門性を生かした授業

授業に生かせる養護教諭の専門性について、次のようなことが考えられる。

(これらの活用については、プライバシー等について留意しなければならない。)

ア 児童の保健室での体験に関すること

- ・ バイタルサイン（脈拍，呼吸，体温，血圧，意識，反射などの生命徴候）の記録

- ・ 主訴と生活行動との関係
- ・ 応急手当の実情や処置記録
- ・ 健康相談の実情や児童とのかかわり等

イ 保健室での個別指導で養護教諭がとらえた課題や情報に関すること

- ・ 児童の個人的健康状態に関してのかかわり方
- ・ 薬への依存，喫煙，飲酒，性に関する問題などへの児童の考え方等

ウ 健康観察や健康診断結果に関すること

- ・ 個人や全体の定期健康診断の結果の実態や分析結果
- ・ 児童の健康状況の推移や動向に関する情報
- ・ 健康情報の収集や活用等

エ 保健室の機能に関すること

- ・ 学校保健活動と養護教諭とのかかわり
- ・ 保健室の設備や備品等
- ・ 保健指導用教材や資料，文献等

2 保健学習におけるＴＴの具体的な進め方

ＴＴによる学習を進める際の留意点は下記のとおりであるが、養護教諭とのＴＴの場合は、特に(1)に留意する必要がある。

(1) 校内体制の充実

養護教諭の職務は、「児童の養護をつかさどる教員」であり、保健室経営が第一義的職務である。すなわち、ＴＴの授業で保健室を空ける際等のバックアップ体制を確立しておかなければならない。

- ア ＴＴの授業で保健室を空ける場合について

 - ・ 体調不良等の児童に、誰が対応するのかということについて事前に決めておく。
 - ・ 体調不良等の子どもへの対応を記録する。

イ ＴＴの授業を組む時間帯について

 - ・ 養護教諭の職務（児童の健康状況の把握，学校環境衛生の実施など）の妨げにならない時間帯に設定する。

ウ 緊急の場合の対応について

 - ・ 突発的な事故等により，養護教諭が授業でできなくなったときのことを想定し，柔軟な指導計画を用意しておく。

(2) 指導体制の確立

ＴＴは，児童の個人差や保健の学習に対する思いや願いに，教師の協力と分担による指導で対応するという視点から，まず，指導体制を確立する必要がある。

- ア ＴＴの意義の明確化

学校の教育目標と保健学習の目標の実現に向けて，ＴＴ導入の意義を明確にする。

イ ＴＴ推進組織の確立

推進組織を設置し，ＴＴの指導体制や指導方法などを検討するとともに，その改善に努める。また，指導計画や時間割編成の工夫にも努める。

ウ 学習環境の整備

ＴＴを効果的に進めるための学習環境を見直し，整備や効果的な活用を図る。

エ ＴＴの研修の充実

(ア) ＴＴ推進委員会等を教科部会の時間や時間割に位置付け，定例化する。

(イ) ＴＴに関する研修会を計画し，その指導法の改善や充実に努める。

(ウ) ＴＴの授業の準備やチームの教師による話合いの時間確保に努める。

(3) 指導計画の作成

ＴＴは、教師の持ち味と専門性を活かして個に応じた指導を展開し、児童のよさや可能性を伸ばすという視点から、一斉指導に加えて、ＴＴの時間を設定して指導計画の中に明確に位置付けるということが大切である。

ア 実施教科を設定する。

どの学年のどのような課題に、どう対応するかということについて共通理解する。

イ 教師のチームを編成する。

学校の実態に応じた教師チームを編成する。基本的には、「学級＋１」人以上のチームが理想である。

ウ 時間割を作成する。

(ア) 他教科等との関連やチーム内の調整をどうするか、基本方針を明確にする。

(イ) ＴＴ実施の学年、学級、チームの編成、時数等を明確にして調整し、共通理解を得て時間割に位置付ける。

(ウ) ＴＴ推進委員会、関係担当者会等の会を可能な限り、時間割に位置付ける。

(エ) 指導計画や指導案の作成を協力して行う時間や授業の事前・事後の話し合いの時間を設定する。

エ 単元の指導計画を作成する。

(ア) ＴＴ導入のねらいを確認する。

(イ) 上記の(ア)～(エ)を基に、基底になるプランを立てる。

(ウ) 基礎・基本を明確にする。

基礎・基本を洗い出し、指導のねらいと内容を明確にし、評価も位置付ける。

(エ) ＴＴの時間を位置付ける。

ＴＴを導入する領域、時間、形態、教師の協力と分担の内容等を明確にする。

(オ) 他教科等との指導内容の調整を図る。

オ 単位時間の指導計画（学習指導案）を作成する。

(ア) 基底プランから実践プランを立てる。

(イ) 教師が協力して、「本時の実際」を作成し、授業の流れなどを確認する。

カ ＴＴ実施後に反省と見直しを行う。

授業の反省、評価を行い、次時に生かすとともに、ＴＴの指導法改善に役立てる。

ある。

ア 一緒に指導計画を立案する。

(ア) 保健学習のねらいを確認する

(イ) 指導目標を確認する。

(ウ) 指導内容（教材）を研究し、内容の系統性と基礎・基本を明確にする。

(エ) 児童の特性、既習事項等の実態を把握し、共通認識をもつ。

(オ) 指導方法（役割分担、指導の流れ、指導形態等）を話し合い、決定する。

(カ) 個に応じた指導の手だてを確認する。

(キ) 主な発問、ノート指導、板書計画等を話し合い、確認する。

(ク) 評価の内容と方法を確認する。

イ 指導計画に基づいて指導に必要な教材教具等を一緒に収集、作成し、開発する。

(ア) 日常的な事象を基に、協力して教材を開発し、提示の仕方を工夫する。（学習意欲を喚起する学習課題にする。）

(イ) 児童の反応を予想し、多様な手だて（ヒントカードなど）を準備する。

(ウ) 必要な教具や機器を準備する。

(エ) 自己評価カードやアンケート等を作成する。

ウ 一緒に協力して指導する。

(ア) 事前に話し合った役割分担と指導過程等に沿って指導に当たる。

(イ) 児童の反応を的確にとらえ、適切な支援を行う。（途中で、学習状況を話し合いながら、弾力的に対応する。）

・ 学習課題を確実に理解させる。

・ 児童一人一人の考え方を認め、励まし、深い考えを引き出す。

(ウ) 自力解決と相互解決の時間を十分に確保する。

エ 指導後、一緒に反省・評価を行う。

指導の重点に基づいて、児童の活動、教師の活動状況等を反省し、次時に生かす。

3 学習活動の構想例

ＴＴによる保健学習について、財団法人学校保健会刊行の『３・４年生から始める小学校保健学習のプラン』を基に、指導計画と学習活動の構想例を紹介する。

(4) 保健学習におけるＴＴ実施の手順

ＴＴを具体的に進めるには、次の活動場面における教師の協力と分担が必要で

4 年生「育ちゆく体とわたし」

1 目標

- (1) 体は、年齢によって変化すること、また、体をよりよく発育させるためには、調和のとれた食事、適切な運動、休養及び睡眠が必要であることを理解することができるようにする。
- (2) 体は思春期になると、次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などがおこったりすることなどを理解することができるようにする。また、思春期になると、異性への関心が芽生えることについても理解することができるようにする。

2 指導計画

	学 習 内 容	T 1（学級担任）	T 2（養護教諭）
第1次	育ちゆく体の変化 - 体は、年齢に伴って変化すること。 - 体の発育・発達には個人差があること。	- 操作活動やグループによる話し合い - 入学時の服や靴を着用させ、成長を実感させ、気付いたことや分かったことを発表させる。	1年生からの身長や体重の伸びを健康診断票からグラフに表し、具体的に成長を理解させる。
第2次	体をよりよく発育・発達させる生活の仕方 体の成長には、調和のとれた食事、適切な運動、休養及び睡眠が必要であること。	- インタビューとグループによる話し合い - 身近な大人に、子どもころの発育の様子や急激に伸びた時期のこと、また、児童が体を今より更に成長させるにはどのようなことに気付いたらよいかインタビューさせ、そのことを基に話し合い、発表させる。	
第3次	思春期における体の変化 思春期には、体つきに変化が起こり、男女の特徴が現れること。	- 養護教諭とのT Tにおける話し合いと作業 - 大人と子どもの体つきの違いや思春期におこる外面的な体の変化について話し合い、輪郭図にグループごとの話し合いの結果を記入させる。	体の内部でも大人になる準備が始まっていることや大人の体に近づいてきた現象、また、その発現には個人差があることなどについて説明する。
第4次	思春期における体の変化 異性への関心の芽生え - 初経、精通など性徴の発現時期には個人差があること。 - 思春期になると、異性への関心が芽生えること。	異性への関心の芽生えについて教師の体験談を交えて話す。	

4 おわりに

T Tでは、個に応じた対応がいかに多様に工夫できるかが極めて重要である。特に、個人差がある健康課題については、豊富な情報はもちろん、きめ細やかな配慮をもって指導に当たることが重要であり、今後、更に養護教諭との連携を深めた実践が望まれる。

【参考文献】

- （財）日本学校保健会「3・4年生から始める小学校保健学習のプラン」平成13年2月
- （財）日本学校保健会「養護教諭の特質を生かした保健学習・保健指導の基本と実際」平成13年3月
- 文部省「小学校学習指導要領」平成10年12月
- 文部省「小学校学習指導要領解説 体育編」平成11年6月
- （教職研修課）